



鳥取県公報

平成16年 9月30日(木)
号外第140号

毎週火・金曜日発行

目 次

人委規則	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(17)(給与課)..... 1 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める 規則及びへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則(18)(〃)..... 2
------	--

人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年 9月30日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第17号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動号(以下「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。)を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別の場合の特別昇給)</p> <p>第15条 勤務成績の特に良好な職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる号数上位の号給(第11条の規定の例により得られる職務の級の最高の号給を超える給料月額を含む。)に昇給させることができる。</p> <p>(1) 略 (2) 略 (3) 略</p>	<p>(特別の場合の特別昇給)</p> <p>第15条 勤務成績の特に良好な職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる号数上位の号給(第11条の規定の例により得られる職務の級の最高の号給を超える給料月額を含む。)に昇給させることができる。<u>この場合においては、第1号及び第2号の規定を併せて適用してはならない。</u></p> <p>(1) 20年以上勤続して退職する場合 1号給 (2) 略 (3) 略 (4) 略</p>

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則及びへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年9月30日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第18号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則及びへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

(公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第1条 公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動別表細目」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目(以下この条において「移動後別表細目」という。)が存在する場合には、当該移動別表細目を当該移動後別表細目とし、移動別表細目に対応する移動後別表細目が存在しない場合には、当該移動別表細目を削り、移動後別表細目に対応する移動別表細目が存在しない場合には、当該移動後別表細目を加える。

改 正 後	改 正 前												
別表(第2条関係) 1~14 略	別表(第2条関係) 1~14 略 15 羽合町 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会事務局</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>町長部局</td> <td>課長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)</td> </tr> <tr> <td>教育委員会事務局</td> <td>教育長 教育課長</td> </tr> <tr> <td>小学校</td> <td>校長 教頭</td> </tr> <tr> <td>農業委員会事務局</td> <td>局長</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	議会事務局	局長	町長部局	課長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)	教育委員会事務局	教育長 教育課長	小学校	校長 教頭	農業委員会事務局	局長
機 関	職												
議会事務局	局長												
町長部局	課長 課長補佐(総務課に所属するものに限る。)												
教育委員会事務局	教育長 教育課長												
小学校	校長 教頭												
農業委員会事務局	局長												
	16 泊村 <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議会事務局</td> <td>局長</td> </tr> <tr> <td>村長部局</td> <td>課長</td> </tr> <tr> <td>保育所</td> <td>所長</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	職	議会事務局	局長	村長部局	課長	保育所	所長				
機 関	職												
議会事務局	局長												
村長部局	課長												
保育所	所長												

教育委員会事務局	教育長 教育課長
公民館	館長
小学校	校長 教頭

17 東郷町

機 関	職
議会事務局	局長
町長部局	課長 出納室長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）
国民宿舎水明荘	支配人
教育委員会事務局	教育長 課長
中学校	校長 教頭
小学校	校長 教頭
農業委員会事務局	局長

15 略

16 略

17 略

18 略

19 湯梨浜町

機 関	職
議会事務局	局長
町長部局	課長 出納室長 課長補佐（総務課又は財務課に所属するものに限る。）
保育所	所長
教育委員会事務局	教育長 課長
中央公民館	館長
図書館	館長
幼稚園	園長
小学校	校長 教頭
中学校	校長 教頭
農業委員会事務局	局長
国民宿舎水明荘	支配人

20 略

18 略

19 略

20 略

21 略

22 略

23 西伯町

機 関	職
議会事務局	局長
町長部局	課長 室長 出納室長 課長補佐（総務課に所属するものに限る。）
保 育 園	園長
教育委員会事務局	教育長
中 学 校	校長 教頭
小 学 校	校長 教頭

24 会見町

機 関	職
議会事務局	局長
町長部局	課長 参事 室長
保 育 園	園長
教育委員会事務局	教育長 教育次長
公 民 館	館長 参事
学校給食センター	所長
中 学 校	校長 教頭
小 学 校	校長 教頭
農業委員会事務局	局長

21 略

22 略

23 略

24 略

25 略

26 略

27 南部町

機 関	職
議会事務局	局長
町長部局	課長 室長
保 育 園	園長
教育委員会事務局	教育長 次長
給食センター	所長
公 民 館	館長
図 書 館	館長

25 略

26 略

27 略

28 略

29 略

30 略

小 学 校	校長 教頭
中 学 校	校長 教頭
農業委員 会事務局	局長

28 略
 29 略
 30 略
 31 略
 32 略
 33 略
 34 略
 35 略
 36 略
 37 略
 38 略
 39 略
 40 略
 41 略
 42 略
 43 略
 44 略
 45 略
 46 略
 47 略
 48 略
 49 略
 備考 略

31 略
 32 略
 33 略
 34 略
 35 略
 36 略
 37 略
 38 略
 39 略
 40 略
 41 略
 42 略
 43 略
 44 略
 45 略
 46 略
 47 略
 48 略
 49 略
 50 略
 51 略
 52 略
 備考 略

(へき地手当等に関する規則の一部改正)

第2条 へき地手当等に関する規則(昭和46年鳥取県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
別表第1(第2条関係) へき地学校		別表第1(第2条関係) へき地学校	
所在地	学 校 名	所在地	学 校 名
略		略	
西伯郡南部町大木屋103番地	西伯小学校大木屋分校	西伯郡西伯町大字大木屋103番地	西伯小学校大木屋分校
西伯郡南部町大木屋103番地	西伯小学校大木屋季節間分校	西伯郡西伯町大字大木屋103番地	西伯小学校大木屋季節間分校
略		略	

別表第2(第2条関係)

準 へ き 地 学 校

所 在 地	学 校 名
略	
西伯郡南部町池野 451番地1	会見第二小学校
略	

別表第2(第2条関係)

準 へ き 地 学 校

所 在 地	学 校 名
略	
西伯郡会見町池野 451番地1	会見第二小学校
略	

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。